

株式会社迅技術経営一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立することができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和元年10月1日から令和3年9月30日までの2年間

2、内容

<目標>

- ・育児を行う従業員が仕事と育児を両立するための制度の周知を図る。
- ・育児休業取得実績1名。

<対策>

当社のホームページに、当社が、育児休業制度を始めとする仕事と育児を両立させるための制度を運用していることを従業員に周知する行動計画を掲載する。その行動計画内に、育児休業、時間外労働及び深夜業の制限、育児のための短時間勤務制度について記載し、制度の周知を図る。尚、当社は就業規則の「育児介護休業に関する規則」において、それらの制度を規定している。

○育児休業について

- ・2歳までの子を養育する従業員は、事前に申出をすることで、育児休業を取得することができる。
- ・育児休業の最初の3日間は通常の賃金を支給する。その後の期間については支給しない。

○時間外労働の制限について

- ・3歳までの子を養育する従業員が申し出た場合は、所定労働時間を超えて労働させることはない。

○深夜業の制限について

- ・小学校就学前の子を養育する従業員が申し出た場合は、午後10時から午前5時までの間労働させることはない。

○勤務時間の短縮処置について

- ・小学校就学前の子を養育する従業員が申し出た場合は、1日の所定労働時間を6時間以内とすることができる。